

(別紙2)

## 教職員の働き方改革実行計画【案】

平成30年●月●日  
京都府教育委員会

### 基本方針

新しい時代に向けた教育や、複雑化・多様化する課題に的確に対応するためには、学校の組織力を更に高めていくことが喫緊の課題であり、多様な専門性を持つ人材と連携・分担するチーム体制を整備するとともに、教員の多忙化問題に対する更なる業務改善の取組を推進していくことが重要となっています。

このような問題意識の下、京都府教育委員会では、平成28年度新規アクションプランとして、各分野の専門家の皆様や広く府民の皆様からいただいた御意見を参考にして、平成28年12月19日に「学校の組織力向上プラン」を策定・公表したところです。

このプランでは、「京都式」チーム学校の推進を施策目標とし、学校指導体制の整備と学校現場における教員の「働き方改革」の2つの観点から、6つの重点施策に取り組むこととしたところであり、昨年4月26日には、京都府教育庁内に「教職員の働き方改革推進本部」を設置し、京都府教育委員会を挙げて、抜本的な対策を開始したところです。

一方、国においては、公立小・中学校の教員の勤務実態が看過できない深刻な事態となっていることを受けて、同年6月22日には、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「学校における働き方改革」が諮問され、12月22日には、中央教育審議会において中間まとめが取りまとめられ、これを踏まえ、文部科学省において「学校における働き方改革に関する緊急対策」が決定されました。<sup>注1</sup>

また、京都府教育委員会が昨年10月に府内の公立学校（京都市立学校を除く。）の教員を対象に実施した勤務実態調査により、いわゆる過労死ラインの月80時間以上残業している教員は、全国と比較しても相当に多く、その長時間勤務のは正は一刻の猶予も置けない深刻な状況にあることが明らかとなりました。<sup>注2</sup>

京都府教育委員会は、こうした国の動きや府内の公立学校の教員の勤務実態も踏まえつつ、教職員の働き方改革の実現に向けた取組方針、改善目標等を示した実行計画を策定し、各府立学校並びに府内の各市町（組合）教育委員会及び各市町（組合）立学校と連携・協働して、教職員の働き方改革の取組を強力に推進します。

なお、この実行計画は、3年を目途に必要な見直しを行うこととします。

注1. 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成29年12月22日中央教育審議会）。「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文部科学大臣決定）

注2. 小学校で52%（全国34%）、中学校で72%（全国58%）、高等学校で38%、特別支援学校で31%に及んでいる（平成30年2月6日京都府教育委員会「平成29年度公立学校教員勤務実態調査の集計（速報値）」）。「全国」は、文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）」の数値。

## I. 取組方針

### 1. 学校運営・指導体制の充実・強化を目指します。

#### (1) 学校指導体制の充実・強化を目指します。

- ・ 学習指導要領改訂等に対応するため、小学校における専科教員の配置や、中学校における生徒指導担当教員の配置を促進するなど、学校指導体制を充実・強化します。

#### (2) 学校運営体制の充実・強化を目指します。

- ・ チームとしての学校を機能させるため、校長の学校運営を補佐する主幹教諭の配置や小中学校における共同学校事務室の設置を促進することにより、校長の学校組織マネジメントに関する機能を強化します。

### 2. 専門スタッフの配置促進を目指します。

#### (1) スクールカウンセラーの配置充実を目指します。

- ・ いじめや暴力行為の防止対策の充実、不登校の子どもへのきめ細かな支援の充実を図るため、全小学校・特別支援学校へのスクールカウンセラーの配置を充実します。

#### (2) まなび・生活アドバイザーの配置充実を目指します。

- ・ 心理的な要因、家庭環境による要因等複雑な要因の存在が背景となっているいじめ・暴力・不登校などに適切に対応するとともに、経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実を図るため、全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校へのまなび・生活アドバイザーの配置を充実します。

#### (3) 特別支援教育体制を確立するための非常勤講師の配置促進を目指します。

- ・ 特別支援教育コーディネーターの専任化が十分に実現できるまでの間は、学校における特別支援教育体制を確立するため、非常勤講師を配置する事業を更に拡充します。

#### (4) 授業準備等を補助するサポート・スタッフの配置促進を目指します。

- ・ 多忙な教員の授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフについて、学校の実態を踏まえた配置を促進します。

#### (5) 部活動指導員の配置促進を目指します。

- ・ 部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員について、京都府の実

情を踏まえた配置を促進します。

### 3. 部活動運営の適正化と教員の負担軽減を図ります。

#### (1) 京都府としての部活動指針(仮称)を策定します。

- ・ 国の指針を踏まえて、学校教育の一環として、生徒のバランスのとれた生活や成長へ配慮するため、休養日や活動時間の設定、練習計画の立案等に関する京都府としての部活動指針を策定します。
- ・ 部活動指針の策定に伴い、「運動部活動指導ハンドブック」を改訂します。
- ・ 勝利一辺倒ではなく、多様な活動目的が認められる部活動の在り方を目指し、指導者の意識改革を行うとともに指導方法を確立するため、学校における校内研修充実のための講師を派遣します。

#### (2) 休日行事・大会の精選に向けて検討します。

- ・ 休日行事・大会の精選に向けて検討するとともに、関係機関・関係団体との協議を進めます。

#### (3) 部活動指導員と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築します。

- ・ 部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員について、京都府の実情を踏まえた配置を促進します。【再掲】
- ・ 従来からの技術指導に重点を置いた外部指導者を必要とする学校もあることから、部活動指導員と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築し、「京都式」部活動支援を実施します。
- ・ 引き続き、発育発達に応じた医科学的見地からのトレーニング理論を踏まえ、部活動指導者の意識改革を目的としたセミナーや研修を部活動指導員や外部指導者も交えて実施します。

### 4. 学校業務の更なる改善を推進します。

#### (1) 教育委員会が主体となって業務改善の取組を進めます。

- ・ 学校現場における業務改善を更に推進・強化し、教員の負担軽減を図っていくため、京都府教育委員会と市町(組合)教育委員会が連携・協働し、学校現場における業務改善の取組・教員の負担軽減対策を支援します。
- ・ また、業務改善の取組のフォローアップを徹底するとともに、成果を挙げた優れた取組をすべての学校に普及します。

#### (2) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行います。

- ・ 学校支援アドバイザーによる指導・助言を得て「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。

(3) 重点モデル地域における実践研究を行います。

- ・ 重点モデル地域（市町（組合）教育委員会）を指定し、学校における業務改善の実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。

(4) 学校業務改善アドバイザーの派遣を受けて業務改善を支援します。

- ・ 求めに応じて文部科学省による学校業務改善アドバイザーの派遣を受け、学校現場における業務改善の取組を支援します。

(5) 研修等の重複解消・精選、研究指定の在り方の見直しを進めます。

- ・ 学校の小規模化等に伴い教員の負担が大きくなっていることから、研修・研究が教員の資質能力の向上を図る上で大変重要であることを踏まえつつ、研修や説明会、会議などの重複解消・精選を図るとともに、研究指定の在り方についての見直しを進めます。

(6) 統合型校務支援システムの導入・ＩＣＴの活用に向けて検討します。

- ・ 教員の負担軽減を図るため、成績処理等の事務をＩＴ化するための「統合型校務支援システム」の導入に向けて検討します。
- ・ 情報活用能力の育成や主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ＩＣＴを活用した教育の推進及びＩＣＴ環境整備の加速化を検討します。

(7) 学校給食費の公会計化等に向けて検討します。

- ・ 学校給食費の公会計化を進めるとともに、学校給食費を含む学校徴収金の徴収・管理を学校以外が担う業務とすることなど、これらの業務を教員の業務としないことについて、検討します。

## 5. 学校組織マネジメント力の更なる向上を目指します。

(1) 校長の学校組織マネジメント機能を強化します。

- ・ チームとしての学校を機能させるため、校長の学校運営を補佐する主幹教諭の配置や小中学校における共同学校事務室の設置を促進することにより、校長の学校組織マネジメントに関する機能を強化します。【再掲】
- ・ 事務職員の職務規定が見直されるとともに、共同学校事務室が法令上に位置づけられたことを踏まえ、チーム学校を推進する観点から、副校長・教頭及び教員と事務職員との役割分担の見直しに向けて検討します。
- ・ 多様な専門性を有する職員や外部の関係機関との連携を円滑に進める役割

を担う教員（「チーム学校推進担当教員（仮称）」）及び地域との連携・協働の中核を担う教職員（「地域連携担当教職員（仮称）」）の配置を促進します。

(2) 学校組織マネジメントに関する研修内容を見直しします。

- ・ 校長に対する学校組織マネジメントに関する研修を一層充実します。
- ・ 教員個々の学級経営力や生徒指導力を向上させる視点から研修プログラムを点検し、セルフマネジメントや自己健康管理の観点も意識したものとなるよう、研修内容の組替え等を実施します。
- ・ 事務職員は校長の学校運営を補佐する役割を担うことから、事務職員に対する学校組織マネジメントに関する研修を充実します。
- ・ 新しい時代に対応した学校教育を推進するため、カリキュラム・マネジメントに取り組むための新たな研修を実施します。

(3) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行います。

- ・ 学校支援アドバイザーによる指導・助言を得て「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。【再掲】

## 6. 学校において「勤務時間」を意識した働き方を推進します。

(1) 学校における出退勤時刻の記録を実施します。

- ・ すべての府立学校に出退勤時刻記録システムを導入し、教職員の勤務時間を客観的に把握することにより、適正な勤務時間管理に役立てるとともに、長時間勤務の是正等への活用を進めます。
- ・ 府立学校の取組を市町（組合）教育委員会に情報提供することなどにより、教職員の出退勤時刻を客観的に記録できるシステムの市町（組合）立小中学校等への導入を促進します。

(2) 夜間の電話に対する留守番電話の設置等の取組を検討します。

- ・ 教員の勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせなどに対応するため、緊急時の連絡に支障がないよう対策を講じた上で、留守番電話やメールによる連絡対応を行う取組について、検討します。

(3) 教職員の意識改革に向けたキャンペーン等を実施します。

- ・ 教職員の働き方改革を実現するためには、教職員一人一人の働き方そのものの価値観の転換が必要であることから、キャンペーンを実施するなど、教職員の意識改革に向けた取組を進めます。

7. 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を推進します。

(1) 保護者や地域住民の理解を深めるキャンペーン等を実施します。

- 教職員の働き方改革に向けた取組を実行していくためには、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠であることから、キャンペーンを実施するなど、保護者や地域住民の理解を深めるための取組を進めます。

(2) P T Aと連携・協働した働き方改革の取組の具体化を進めます。

- 教職員の働き方改革に向けた取組を実効あるものとするため、P T Aと連携・協働した取組（部活動、夜間の電話等）の具体化を進めます。

8. 数値目標の設定による進捗管理を実施します。

- この実行計画には、府全体の取組目標とすべき評価指標（K P I）を設定し、実行計画に基づく取組の進捗管理を行います。

## II. 改善目標

事 項	平成29年度	平成30年度	平成31年度(以降)
◆学校体制の充実・強化 ①学校指導体制 ②学校運営体制	・検討 ・検討	・順次充実・強化 ・順次充実・強化	・順次充実・強化 ・順次充実・強化
◆専門スタッフ ①スクールカウンセラー ②まなび・生活アドバイザー ③特別支援教育体制 ④サポートスタッフ ⑤部活動指導員	・順次充実 ・順次充実 ・順次充実 ・検討着手 ・モデル配置	・順次充実 ・順次充実 ・順次充実 ・配置の促進 ・配置の促進	・順次充実 ・順次充実 ・順次充実 ・配置の充実 ・配置の充実
◆部活動 ①部活動指針の策定 ②休日行事・大会の精選 ③部活動指導員(再掲)	・検討会議・策定 ・検討着手 ・モデル配置	・ハンドブック改訂 ・検討会議で検討 ・配置の促進	・フォローアップ ・精選 ・配置の充実
◆学校業務の改善 ①教育委員会主体の取組 ②チーム学校推進校 ③重点モデル地域 ④業務改善アドバイザー ⑤支援システム・ＩＣＴ ⑥給食費の公会計化等 ⑦研修等の重複解消等	・実行計画の策定 ・フォローアップ ・実践研究 ・実践研究、普及 ・検討着手 ・検討着手 ・検討	・フォローアップ ・実践研究、普及 ・実践研究、普及 ・派遣 ・方向性の検討 ・検討 ・見直し	・フォローアップ ・実践研究、普及 ・実践研究、普及 ・導入、環境整備 ・公会計化等
◆学校組織マネジメント ①校長補佐体制の整備 ②研修内容見直し ③チーム学校推進校	・調査研究 ・見直しの実施 ・実践研究、普及	・調査研究 ・実践研究、普及	・共同組織の設置等 ・実践研究、普及
◆「勤務時間」を意識 ①出退勤時刻記録システム ②留守番電話 ③教職員の意識改革	・試行、情報提供 ・検討 ・キャンペーン	・本格実施、促進 ・実施に向け協議 ・キャンペーン	・継続実施 ・実施 ・キャンペーン
◆学校・家庭・地域 ①保護者等の理解・協力 ②ＰＴＡと連携・協働	・キャンペーン ・検討	・キャンペーン ・具体化	・キャンペーン ・継続実施

### III. 評価指標 (KPI)

- 府立学校にあっては、衛生委員会を活用するなどにより更なる業務改善を実施し、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。
- 市町(組合)立学校にあっては、重点モデル校及び重点モデル地域の取組を参考に、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。
- 啓発チラシ等を活用するなどにより教員の意識改革を行い、昼間に勤務する学校にあっては、3年間で、残業したとしても原則午後8時までの退勤を100%達成します。  
(非常災害時等による臨時・緊急の場合は除きます。)
- 学校評価と連動した業務改善の点検・評価を行いつつ、毎年度、1校1項目以上業務改善の実施を100%継続します。
- 府の部活動指針(仮称)に基づき各学校における部活動運営方針を策定し、休養日の設定を徹底するなど、部活動の適正化を推進することにより、3年間で、教員の休日における部活動指導を20%縮減します。
- 校長のリーダーシップによる学校組織マネジメントを強化し、業務改善の実施により、3年間で、教員の多忙感や負担感を30%減少させます。
- こうした取組を通じて教員の負担を軽減し、3年間で、教育の質の担保につながる授業準備や教材研究、自己啓発等のための時間を30%増加させます。
- こうした取組を通じて、3年間で、自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合を倍増させます。
- こうした取組を通じて、3年間で、児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合を倍増させます。

○ 年次目標とする指標（平成29年度を基準）

評価指標（ＫＰＩ）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1：教員の時間外勤務を縮減	10%縮減	15%縮減	20%縮減
2．原則8時までの退勤	50%達成	80%達成	100達成
3．1校1項目以上業務改善を実施	100%実施	100%実施	100%実施
4．教員の休日の部活動指導を縮減	15%縮減	18%縮減	20%縮減
5．教員の多忙感・負担感を減少	10%減少	20%減少	30減少
6．授業準備、教材研究、自己啓発等のための時間を増加	10%増加	20%増加	30%増加
7．自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合が増加	1.2倍	1.5倍	倍増
8．児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合が増加	1.2倍	1.5倍	倍増



# 学校現場における業務改善ポリシー【案】新旧対照表

当初案	修正案	備考
<p><b>学校現場における業務改善ポリシー【案】</b></p> <p>平成29年●月●日 京都府教育委員会</p> <p><b>基本方針</b></p> <p>変化の激しい社会の中で子どもたちがたくましく生きていくためには、しっかりと学力を身に付けさせることが重要であり、自ら課題を見だし、課題解決に向けて主体的に取り組んでいく力の育成が求められています。 また、いじめや暴力行為の防止、不登校の子どもへのきめ細かな支援、特別な支援を必要とする子どもや経済的に困難な環境にある子どもへの支援など複雑化・多様化する教育課題に的確に対応していくことも求められます。</p> <p>そのため、学校の組織力を更に高めていくことが喫緊の課題となつており、多様な専門性を持つ人材と連携・分担するチーム体制を整備し、教員の多忙化問題に対する更なる業務改善の取組を進め、教員が子どもと向き合いしっかりと指導できる環境づくりを推進することが重要となっています。</p> <p>このような問題意識の下、京都府教育委員会では、平成28年度新規アクションプランとして、各分野の専門家の皆様や広く府民の皆様からいただいた御意見を参考にして、平成28年12月19日に「学校の組織力向上プラン」を策定・公表したところです。</p> <p>このプランでは、「京都式」チーム学校の推進を施策目標とし、学校指導体制の整備と学校現場における教員の「働き方改革」の2つの観点から、6つの重点施策に取り組むこととしたところであり、昨年4月26日には、京都府教育庁内に「教職員の働き方改革推進本部」を設置し、京都府教育委員会を挙げて、抜本的な対策を開始したところです。</p> <p>一方、国においては、公立小・中学校の教員の勤務実態が看過できない深刻な事態となつていいることを受けて、同年6月22日には、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「学校における働き方改革」が諮問され、12月22日には、中央教育審議会において中間まとめが取りまとめられ、これを踏まえ、文部科学省において「学校における働き方改革に関する緊急対策」が決定されました。<sup>注1</sup></p> <p>また、京都府教育委員会が昨年10月に府内の公立学校（京都市立学校を除く。）の教員を対象に実施した勤務実態調査により、いわゆる過労死ラインの月80時間以上残業している教員は、全国と比較しても相当にも相当地多く、その長時間勤務の是正は一刻の猶予も置けない深刻な状況にあることが明らかとなりました。<sup>注2</sup></p>	<p><b>教職員の働き方改革実行計画【案】</b></p> <p>平成30年●月●日 京都府教育委員会</p> <p><b>基本方針</b></p> <p>新しい時代に向けた教育や、複雑化・多様化する課題に的確に対応するためには、学校の組織力を更に高めていくことが喫緊の課題であり、多様な専門性を持つ人材と連携・分担するチーム体制を整備するとともに、教員の多忙化問題に対する更なる業務改善の取組を推進していくことが重要となります。</p> <p>このような問題意識の下、京都府教育委員会では、平成28年度新規アクションプランとして、各分野の専門家の皆様や広く府民の皆様からいただいた御意見を参考にして、平成28年12月19日に「学校の組織力向上プラン」を策定・公表したところです。</p> <p>このプランでは、「京都式」チーム学校の推進を施策目標とし、学校指導体制の整備と学校現場における教員の「働き方改革」の2つの観点から、6つの重点施策に取り組むこととしたところであり、昨年4月26日には、京都府教育庁内に「教職員の働き方改革推進本部」を設置し、京都府教育委員会を挙げて、抜本的な対策を開始したところです。</p> <p>このプランでは、「京都式」チーム学校の推進を施策目標とし、学校指導体制の整備と学校現場における教員の「働き方改革」の2つの観点から、6つの重点施策に取り組むこととしたところであり、昨年4月26日には、京都府教育庁内に「教職員の働き方改革推進本部」を設置し、京都府教育委員会を挙げて、抜本的な対策を開始したところです。</p> <p>一方、国においては、公立小・中学校の教員の勤務実態が看過できない深刻な事態となつていいることを受けて、同年6月22日には、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「学校における働き方改革」が諮問され、12月22日には、中央教育審議会において中間まとめが取りまとめられ、これを踏まえ、文部科学省において「学校における働き方改革に関する緊急対策」が決定されました。<sup>注1</sup></p> <p>また、京都府教育委員会が昨年10月に府内の公立学校（京都市立学校を除く。）の教員を対象に実施した勤務実態調査により、いわゆる過労死ラインの月80時間以上残業している教員は、全国と比較しても相当にも相当地多く、その長時間勤務の是正は一刻の猶予も置けない深刻な状況にあることが明らかとなりました。<sup>注2</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行計画に変更</li> <li>問題意識を端的に表現</li> <li>この間の国の動向を追記</li> <li>府教育委員会による調査結果を追記</li> </ul>

## 学校現場における業務改善ポリシー【案】新旧対照表

当初案	修正案	備考
<p>京都府教育委員会は、このプランに基づき、学校現場における業務改善の取組を進めていくための取組方針、改善目標等を示した業務改善ポリシーをこのに策定し、各府立学校並びに府内の各市町（組合）教育委員会及び各市町（組合）立学校と連携・協働して、学校における業務改善の取組を強力に推進します。</p> <p>京都府内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における教育に関する教育委員会事務局及び学校の職員は、この業務改善ポリシーに則って業務を遂行します。</p> <p>なお、このポリシーは、3年を中途に必要な見直しを行なうこととします。</p>	<p>京都府教育委員会は、こうした國の動きや府内の公立学校の教員の勤務実態も踏まえつつ、教職員の働き方改革の実現に向けた取組方針、改善目標等を示した実行計画を策定し、各府立学校並びに府内の各市町（組合）教育委員会及び各市町（組合）立学校と連携・協働して、教職員の働き方改革の取組を強力に推進します。</p> <p>（削除）</p> <p>なお、この実行計画は、3年を中途に必要な見直しを行うこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「教職員の働き方改革」を明記</li> <li>実行計画に変更するため、削除</li> </ul>

注1. 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成29年12月22日中央教育審議議会、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文部科学大臣決定）  
 注2. 小学校で55%（全国34%）、中学校で22%（全国35%）、高等学校で38%、特別支援学校で31%に及んでいる（平成20年2月6日京都府教育委員会「平成29年度公立学校教育費割合実態調査の累計（速報値）」、「全国」は、文部科学省「教職員待遇実態調査（平成28年度）」の数値。

# 学校現場における業務改善ポリシー【案】新旧対照表

当初案	修正案	備考
<p><b>1. 取組方針</b></p> <p>(新設)</p> <p>1. 学校運営・指導体制の充実・強化を目指します。</p> <p>(1) 学校指導体制の充実・強化を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学習指導要領改訂等に対応するため、小学校における専科教員の配置や、中学校における生徒指導担当教員の配置を促進するなど、学校指導体制を充実・強化します。</li> </ul> <p>(2) 学校運営体制の充実・強化を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チームとしての学校を機能させるため、校長の学校運営を補佐する主幹教諭の配置や小中学校における共同学校事務室の設置を促進することにより、校長の学校組織マネジメントに関する機能を強化します。</li> </ul> <p>2. 校長の学校組織マネジメント機能を強化します。</p> <p>(新設)</p> <p>校長の学校組織マネジメントに関する機能を強化するため、校長の学校運営を補佐する主幹教諭の配置や小中学校における事務の共同組織の設置を促進します。</p> <p>(1) 校長の学校組織マネジメント機能を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心理的な要因、家庭環境による要因等複雑な要因の存在が背景となるいじめ・暴力・不登校などに適切に対応するとともに、経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実を図るため、全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校へのまなび・生活アドバイザーの配置を充実します。</li> </ul> <p>(2) まなび・生活アドバイザーの配置充実を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心理的な要因、家庭環境による要因等複雑な要因の存在が背景となるいじめ・暴力・不登校などに適切に対応するとともに、経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実を図るため、全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校へのまなび・生活アドバイザーの配置を充実します。</li> </ul> <p>(3) 特別支援教育体制を確立するための非常勤講師の配置促進を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育コーディネーターの専任化が十分に実現できるまでの間は、学校における特別支援教育体制を確立するため、非常勤講師を配置する事業を更に拡充します。</li> </ul> <p>(4) 授業準備等を補助するサポート・スタッフの配置促進を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多忙な教員の授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフについて、学校の実態を踏まえた配置を促進します。</li> </ul>	<p>重点事項を追記</p> <p>重点事項を追記</p> <p>重点事項を追記</p> <p>重点事項を追記</p>	<p>備考</p>

## 学校現場における業務改善ポリシー【案】新旧対照表

当初案	修正案	備考
<p>部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員について、京都府の実情を踏まえた配置を推進します。</p> <p>3. 部活動における _____ 教員の負担軽減を図ります。</p> <p>(1) 京都府としての部活動指針(仮称)を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の指針を踏まえて、学校教育の一環として、生徒のバランスのとれた生活や成長へ配慮するため、休養日や活動時間の設定、練習計画の立案等に関する京都府としての部活動指針を策定します。</li> <li>・ また、部活動指針の策定に伴い、「運動部活動指導ハンドブック」を改訂します。</li> <li>・ 勝利一辺倒ではなく、多様な活動目的が認められる部活動の在り方を目指し、指導者の意識改革を行うとともに指導方法を確立するため、学校における校内研修充実のための講師を派遣します。</li> </ul> <p>(2) 休日行事・大会の精選に向けた検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日行事・大会の精選を行うとともに、関係機関・関係団体との協議を進めます。</li> </ul> <p>(3) 部活動指導員と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員について、京都府の実情を踏まえた配置を推進します。【専掲】</li> <li>・ 従来からの技術指導に重点を置いた外部指導者を必要とする学校もあることから、部活動指導員と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築し、「京都式」部活動支援を実施します。</li> <li>・ 引き続き、発育発達に応じた医科学的見地からのトレーニング理論を踏まえ、部活動指導者の意識改革を目的としたセミナーや研修を部活動指導員や外部指導者も交えて実施します。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(1) 部活動指導員と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員について、京都府の実情を踏まえた配置を推進します。</li> <li>・ 従来からの技術指導に重点を置いた外部指導者を必要とする学校もあることから、部活動指導員と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築し、「京都式」部活動支援を実施します。</li> <li>・ 引き続き、発育発達に応じた医科学的見地からのトレーニング理論を踏まえ、部活動指導者の意識改革を目的としたセミナーや研修を部活動指導員や外部指導者も交えて実施します。</li> </ul>	<p>3. 部活動運営の適正化と教員の負担軽減を図ります。</p> <p>(1) 京都府としての部活動指針(仮称)を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の指針を踏まえて、学校教育の一環として、生徒のバランスのとれた生活や成長へ配慮するため、休養日や活動時間の設定、練習計画の立案等に関する京都府としての部活動指針を策定します。</li> <li>・ 部活動指針の策定に伴い、「運動部活動指導ハンドブック」を改訂します。</li> <li>・ 勝利一辺倒ではなく、多様な活動目的が認められる部活動の在り方を目指し、指導者の意識改革を行うとともに指導方法を確立するため、学校における校内研修充実のための講師を派遣します。</li> </ul> <p>(2) 休日行事・大会の精選に向けた検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休日行事・大会の精選を行うとともに、関係機関・関係団体との協議を進めます。</li> </ul> <p>(3) 部活動指導員と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員について、京都府の実情を踏まえた配置を推進します。【専掲】</li> <li>・ 従来からの技術指導に重点を置いた外部指導者を必要とする学校もあることから、部活動指導員と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築し、「京都式」部活動支援を実施します。</li> <li>・ 引き続き、発育発達に応じた医科学的見地からのトレーニング理論を踏まえ、部活動指導者の意識改革を目的としたセミナーや研修を部活動指導員や外部指導者も交えて実施します。</li> </ul>	<p>・ 重点事項を追記</p> <p>4. 学校業務の更なる _____ 改善を推進します。</p> <p>(1) 教育委員会が主体となって業務改善の取組を進めます。</p>
		<p>2. チーム学校を機能させるための業務改善を推進します。</p> <p>(1) 教育委員会が主体となって業務改善の取組を進めます。</p>

## 学校現場における業務改善ポリシー【案】新旧対照表

当初案	修正案	備考
<p>チーム学校をより良く機能させるためには、多様な専門性を有する人材の配置充実や学校体制の強化と同時に、学校現場における業務改善を更に推進・強化し、教員の負担軽減を図っていくことが重要であることから、京都府教育委員会と市町(組合)教育委員会が連携・協働し、学校現場における業務改善の取組・教員の負担軽減対策を支援します。</p> <p>また、業務改善の取組のフォローアップを徹底するとともに、成果を挙げた優れた取組をすべての学校に普及します。</p> <p>(3) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行います。</p> <p>「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。</p> <p>(2) 重点モデル校・地域における実践研究を行います。</p> <p>重点モデル校(府立学校)及び重点モデル地域(市町(組合)教育委員会)を指定し、学校における業務改善の実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 研修等の重複解消・精選、研究指定の在り方の見直しを進めます。</p> <p>・学校の小規模化等に伴い教員の負担が大きくなっていることから、研修・研究が教員の質対応能力の向上を図る上で大変重要であることを踏まえつつ、研修や説明会、会議などの重複解消・精選を図るとともに、研究指定の在り方についての見直しを進めます。</p> <p>(6) 統合型校務支援システムの導入・ICTの活用に向けて検討します。</p> <p>(新設)</p> <p>・教員の負担軽減を図るために、成績処理等の事務をIT化するための「統合型校務支援システム」の導入に向けて検討します。</p> <p>・情報活用能力の育成や主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICTを活用した教育の推進及びICT環境整備の加速化を検討します。</p> <p>(7) 学校給食費の公会計化等に向けて検討します。</p> <p>・学校給食費の公会計化を進めるとともに、学校給食費を含む学校徴収金の徴収・管理を学校以外が担う業務とするなど、これらの業務を教員の業務としないことについて、検討します。</p>	<p>学校現場における業務改善を更に推進・強化し、教員の負担軽減を図っていくため、京都府教育委員会と市町(組合)教育委員会が連携・監督し、学校現場における業務改善の取組・教員の負担軽減対策を支援します。</p> <p>また、業務改善の取組のフォローアップを徹底するとともに、成果を挙げた優れた取組をすべての学校に普及します。</p> <p>(2) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行います。</p> <p>・学校支援アドバイザーによる指導・助言を得て「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。</p> <p>(3) 重点モデル__地域における実践研究を行います。</p> <p>・重点モデル地域における実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。</p> <p>(4) 学校業務改善アドバイザーの派遣を受けて業務改善を支援します。</p> <p>・求めに応じて文部科学省による学校業務改善アドバイザーの派遣を受け、学校現場における業務改善の取組を支援します。</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 研修等の重複解消・精選、研究指定の在り方の見直しを進めます。</p> <p>・学校の小規模化等に伴い教員の負担が大きくなっていることから、研修・研究が教員の質対応能力の向上を図る上で大変重要であることを踏まえつつ、研修や説明会、会議などの重複解消・精選を図るとともに、研究指定の在り方についての見直しを進めます。</p> <p>(6) 統合型校務支援システムの導入・ICTの活用に向けて検討します。</p> <p>(新設)</p> <p>・教員の負担軽減を図るために、成績処理等の事務をIT化するための「統合型校務支援システム」の導入に向けて検討します。</p> <p>・情報活用能力の育成や主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICTを活用した教育の推進及びICT環境整備の加速化を検討します。</p> <p>(7) 学校給食費の公会計化等に向けて検討します。</p> <p>・学校給食費の公会計化を進めるとともに、学校給食費を含む学校徴収金の徴収・管理を学校以外が担う業務とするなど、これらの業務を教員の業務としないことについて、検討します。</p>	<p>学校現場における業務改善を更に推進・強化し、京都府教育委員会と市町(組合)教育委員会が連携・監督し、学校現場における業務改善の取組・教員の負担軽減対策を支援します。</p> <p>また、業務改善の取組のフォローアップを徹底するとともに、成果を挙げた優れた取組をすべての学校に普及します。</p> <p>(2) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行います。</p> <p>・学校支援アドバイザーによる指導・助言を得て「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。</p> <p>(3) 重点モデル__地域における実践研究を行います。</p> <p>・重点モデル地域における実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。</p> <p>(4) 学校業務改善アドバイザーの派遣を受けて業務改善を支援します。</p> <p>・求めに応じて文部科学省による学校業務改善アドバイザーの派遣を受け、学校現場における業務改善の取組を支援します。</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 研修等の重複解消・精選、研究指定の在り方の見直しを進めます。</p> <p>・学校の小規模化等に伴い教員の負担が大きくなっていることから、研修・研究が教員の質対応能力の向上を図る上で大変重要であることを踏まえつつ、研修や説明会、会議などの重複解消・精選を図るとともに、研究指定の在り方についての見直しを進めます。</p> <p>(6) 統合型校務支援システムの導入・ICTの活用に向けて検討します。</p> <p>(新設)</p> <p>・教員の負担軽減を図るために、成績処理等の事務をIT化するための「統合型校務支援システム」の導入に向けて検討します。</p> <p>・情報活用能力の育成や主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICTを活用した教育の推進及びICT環境整備の加速化を検討します。</p> <p>(7) 学校給食費の公会計化等に向けて検討します。</p> <p>・学校給食費の公会計化を進めるとともに、学校給食費を含む学校徴収金の徴収・管理を学校以外が担う業務とするなど、これらの業務を教員の業務としないことについて、検討します。</p>

# 学校現場における業務改善ボリューム【案】新旧対照表

当初案	修正案	備考
<p><b>1. 学校組織マネジメント力の更なる向上を目指します。</b></p> <p>(1) 校長の学校組織マネジメント機能を強化します。</p> <p>校長の学校組織マネジメントに関する機能を強化するため、校長の学校運営を補佐する主幹教諭の配置や小中学校における共同組織の設置を促進します。 <u>(新設)</u></p> <p>(2) 学校組織マネジメントに関する研修内容を見直しします。</p> <p>校長に対する学校組織マネジメントに関する研修を一層充実します。 教員個々の学級経営力や生徒指導力向上させる視点から研修プログラムを点検し、セルフマネジメントや自己健康管理の観点も意識したものとなるよう、研修内容の組替え等を実施します。 事務職員は校長の学校運営を補佐する役割を担うことから、事務職員に対する学校組織マネジメントに関する研修を充実します。 新しい時代に対応した学校教育を推進するため、カリキュラム・マネジメントに取り組むための新たな研修を実施します。</p> <p>(3) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行います。 <u>「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。</u></p>	<p><b>5. 学校組織マネジメント力の更なる向上を目指します。</b></p> <p>(1) 校長の学校組織マネジメント機能を強化します。</p> <p>チームとしての学校を機能させたため、校長の学校運営を補佐する主幹教諭の配置や小中学校における共同組織の設置を促進することにより、<u>校長の学校組織マネジメントに関する機能を強化します。【再掲】</u></p> <p>事務職員の職務規定が見直されるとともに、共同学校事務室が法令上に位置づけられたことを踏まえ、チーム学校を推進する観点から、副校長・教頭及び教員と事務職員との役割分担の見直しに向けて検討します。</p> <p>多様な専門性を有する職員や外部の関係機関との連携を円滑に進める役割を担う教員（「チーム学校推進担当教員（仮称）」）及び地域との連携・協働の中核を担う教職員（「地域連携担当教職員（仮称）」）の配置を促進します。</p> <p>(2) 学校組織マネジメントに関する研修内容を見直しします。</p> <p>校長に対する学校組織マネジメントに関する研修を一層充実します。 教員個々の学級経営力や生徒指導力向上させる視点から研修プログラムを点検し、セルフマネジメントや自己健康管理の観点も意識したものとなるよう、研修内容の組替え等を実施します。 事務職員は校長の学校運営を補佐する役割を担うことから、事務職員に対する学校組織マネジメントに関する研修を充実します。 新しい時代に対応した学校教育を推進するため、カリキュラム・マネジメントに取り組むための新たな研修を実施します。</p> <p>(3) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行います。 <u>「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行って「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。【再掲】</u></p>	<p>・重点事項を追記</p>
<p><b>6. 学校において「勤務時間」を意識した働き方を推進します。</b></p> <p>(新設)</p> <p>(1) 学校における出退勤時刻の記録を実施します。</p> <p>府立学校にあつては、人事委員会報告の内容を踏まえ、教員の時間外勤務の状況を適切に把握するなど勤務時間管理の適正化を図るとともに、衛生委員会を一層活用するなどにより、各校の実情に応じた業務改善及び教員の負担軽減策を推進します。</p> <p>市町（組合）立学校にあつては、京都府教育委員会と市町（組合）教育委員会との連携・協働の下、各校の実情に応じた取組を実施します。</p>	<p><b>6. 学校において「勤務時間」を意識した働き方を推進します。</b></p> <p>(新設)</p> <p>(1) 学校における出退勤時刻の記録を導入し、教職員の勤務時間と出退勤時刻記録システムの導入を明記</p> <p>すべての府立学校に出退勤時刻記録システムを導入し、教職員の勤務時間を客観的に把握することにより、適正な勤務時間管理に役立てるとともに、長時間勤務の是正等への活用を進めます。</p> <p>府立学校の取組を市町（組合）教育委員会に情報提供することなどにより、教職員の出退勤時刻を客観的に記録できるシステムの市町（組合）立小中学校等への導入を促進します。</p>	<p>・重点事項を追記</p>

## 学校現場における業務改善ボリューム [案] 新旧対照表

当初案	修正案	備考
<p>(新設)</p> <p>（2）夜間の電話に対する留守番電話の設置等の取組を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせなどに対応するため、緊急時の連絡に支障がないよう対策を講じた上で、留守番電話やメールによる連絡対応を行う取組について、検討します。</li> </ul> <p>（3）教職員の意識改革に向けたキャンペーン等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の働き方改革を実現するためには、教職員一人一人の働き方そのものの価値観の転換が必要であることから、キャンペーンを実施するなど、教職員の意識改革に向けた取組を進めます。</li> </ul> <p>（新設）</p> <p>その際、対策を実効あるものとするためには、教員の長時間労働という「働き方の改革」が重要であることを踏まえ、勤務時間管理の適正化と教員の意識改革を推進します。</p>	<p>（2）夜間の電話に対する留守番電話の設置等の取組を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせなどに対応するため、緊急時の連絡に支障がないよう対策を講じた上で、留守番電話やメールによる連絡対応を行う取組について、検討します。</li> </ul> <p>（3）教職員の意識改革に向けたキャンペーン等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の働き方改革を実現するためには、教職員一人一人の働き方そのものの価値観の転換が必要であることから、キャンペーンを実施するなど、教職員の意識改革に向けた取組を進めます。</li> </ul> <p>（新設）</p> <p>学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働を推進します。</p> <p>（1）保護者や地域住民の理解を深めるキャンペーン等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の働き方改革に向けた取組を実行していくためには、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠であることから、キャンペーンを実施するなど、保護者や地域住民の理解を深めるための取組を進めます。</li> </ul> <p>（2）PTAと連携・協働した働き方改革の取組の具体化を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の働き方改革に向けた取組を実効あるものとするため、PTAと連携・協働した取組（部活動、夜間の電話等）の具体化を進めます。</li> </ul> <p>（新設）</p> <p>8. 数値目標の設定による進捗管理を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この実行計画には、府全体の取組目標とすべき評価指標（KPI）を設定し、実行計画に基づく取組の進捗管理を行います。</li> </ul>	<p>・重点事項を追記</p> <p>・重点事項を追記</p> <p>・重点事項を追記</p>
-31-		

## 学校現場における業務改善ポリシー【案】新旧対照表

当初案	修正案	備考
<p>4. 教育委員会における学校支援体制を整備し、学校支援機能を強化します。</p> <p>(1) 京都府教育委員会における学校支援体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府教育府内に、学校現場における勤務環境の改善や教員の負担軽減対策を推進するための組織を設置し、学校支援体制を整備します。</li> <li>・京都府教育府内等に「学校支援アドバイザー（仮称）」を配置し、府立学校や市町（組合）立学校の求めに応じて派遣する仕組みを構築します。</li> <li>・各市町（組合）教育委員会の取組に関する情報を収集し、府立学校の取組状況と併せて、各市町（組合）教育委員会に情報を提供します。</li> </ul> <p>(2) 市町（組合）教育委員会における学校支援体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町（組合）教育委員会において学校現場における勤務環境の改善や教員の負担軽減対策を推進する担当部署を明確化し、京都府教育委員会と連携して対策を推進します。</li> </ul> <p>(3) 京都府教育委員会と市町（組合）教育委員会とが連携・協働して取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府教育委員会と市町（組合）教育委員会が連携・協働し、学校現場における業務改善の取組・教員の負担軽減対策を支援します。</li> <li>・スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーやそれのスマークルカウンセラーの配置の充実を目指します。</li> </ul>		<p>・教育府内への推進 組織の設置済み等の 状況を踏まえ、削除</p>

## 学校現場における業務改善ポリシー【案】新旧対照表

学校現場における業務改善ボリシーア新旧対照表

当初案	修正案	備考						
	<table border="1"> <tr> <td>◆「勤務時間」を意識 ①出退勤時刻記録システム ②留守番電話 ③教職員の意識改革</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試行、情報提供</li> <li>・検討</li> <li>・キャンペーン</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本格実施、促進</li> <li>・実施に向け協議</li> <li>・キャンペーン</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>◆学校・家庭・地域 ①保護者等の理解・協力 ②PTAと連携・協働</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン</li> <li>・検討</li> </ul> </td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン</li> <li>・具体化</li> <li>・継続実施</li> </ul> </td></tr> </table>	◆「勤務時間」を意識 ①出退勤時刻記録システム ②留守番電話 ③教職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試行、情報提供</li> <li>・検討</li> <li>・キャンペーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本格実施、促進</li> <li>・実施に向け協議</li> <li>・キャンペーン</li> </ul>	◆学校・家庭・地域 ①保護者等の理解・協力 ②PTAと連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン</li> <li>・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン</li> <li>・具体化</li> <li>・継続実施</li> </ul>	
◆「勤務時間」を意識 ①出退勤時刻記録システム ②留守番電話 ③教職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試行、情報提供</li> <li>・検討</li> <li>・キャンペーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本格実施、促進</li> <li>・実施に向け協議</li> <li>・キャンペーン</li> </ul>						
◆学校・家庭・地域 ①保護者等の理解・協力 ②PTAと連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン</li> <li>・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン</li> <li>・具体化</li> <li>・継続実施</li> </ul>						

## 学校現場における業務改善ポリシー【案】新旧対照表

当初案	修正案	備考
<p><b>III. 評価指標 (KPI)</b></p> <p>○ 府立学校にあっては、衛生委員会を活用するなどにより更なる業務改善を実施し、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。</p> <p>○ 市町(組合)立学校にあっては、重点モデル校及び重点モデル地域の取組を参考に、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。</p> <p>○ 啓発チラシ等を活用するなどにより教員の意識改革を行い、星間に勤務する学校にあっては、3年間で、原則午後8時_____退勤を100%達成します。 (非常災害時等による臨時・緊急の場合は除きます。)</p> <p>○ 学校評価と連動した業務改善の点検・評価を行いつつ、毎年度、1校1項目以上業務改善の実施を100%継続します。</p> <p>○ 部活動指導員を配置した部活動にあっては、顧問教員の休日ににおける部活動指導を原則廃止し、学校全体の負担軽減につなげます。</p> <p>○ 府の部活動指針(仮称)に基づき各学校における部活動運営方針を策定し、休養日の設定を徹底するなど、部活動の適正化を推進することにより、3年間で、教員の休日ににおける部活動指導を20%縮減します。</p> <p>○ 校長のリーダーシップによる学校組織マネジメントを強化し、業務改善の実施により、3年間で、教員の多忙感や負担感を30%減少させます。</p> <p>○ こうした取組を通じて教員の負担を軽減し、3年間で、教育の質の担保につながる授業準備や教材研究、自己啓発等のための時間を30%増加させます。</p> <p>○ こうした取組を通じて教員の負担を軽減し、3年間で、授業準備や教材研究、自己啓発等のための時間は30%増加させます。</p> <p>○ こうした取組を通じて、3年間で、授業準備や教材研究、自己啓発等のための時間が増加し、自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合を倍増させます。</p> <p>○ こうした取組を通じて、3年間で、児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合を倍増させます。</p> <p><b>II. 評価指標 (KPI)</b></p> <p>○ 府立学校にあっては、衛生委員会を活用するなどにより更なる業務改善を実施し、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。</p> <p>○ 市町(組合)立学校にあっては、重点モデル校及び重点モデル地域の取組を参考に、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。</p> <p>○ 啓発チラシ等を活用するなどにより教員の意識改革を行い、星間に勤務する学校にあっては、3年間で、差異したとしても原則午後8時まで<del>までの</del>退勤を100%達成します。 (非常災害時等による臨時・緊急の場合は除きます。)</p> <p>○ 学校評価と連動した業務改善の点検・評価を行いつつ、毎年度、1校1項目以上業務改善の実施を100%継続します。</p> <p>○ 国の補助事業内容に鑑み削除</p>	<p>○ 府立学校にあっては、衛生委員会を活用するなどにより更なる業務改善を実施し、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。</p> <p>○ 市町(組合)立学校にあっては、重点モデル校及び重点モデル地域の取組を参考に、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。</p> <p>○ 啓発チラシ等を活用するなどにより教員の意識改革を行い、星間に勤務する学校にあっては、3年間で、差異したとしても原則午後8時まで<del>までの</del>退勤を100%達成します。 (非常災害時等による臨時・緊急の場合は除きます。)</p> <p>○ 学校評価と連動した業務改善の点検・評価を行いつつ、毎年度、1校1項目以上業務改善の実施を100%継続します。</p> <p>○ 国の補助事業内容に鑑み削除</p>	<p>・誤解のないよう表現を修正</p> <p>・シンブルな指標に修正</p> <p>・同上</p>

学校現場における業務改善ポリシー【案】新旧対照表

当初案 (新設)	修正案	備考
<u>○ 年次目標とする指標（平成29年度を基準）</u>		
評価指標（KP1）		
1. 教員の時間外勤務を縮減	平成30年度 10%縮減	平成31年度 15%縮減
2. 原則8時までの退勤	平成32年度 50%達成	20%縮減 100%達成
3. 1校1項目以上業務改善を実施	平成32年度 100%実施	100%実施
4. 教員の休日の部活動指導を縮減	平成32年度 15%縮減	18%縮減 20%縮減
5. 教員の多忙感・負担感を減少	平成32年度 10%減少	20%減少 30%減少
6. 授業準備、教材研究、自己啓発等のための時間を増加	平成32年度 10%増加	20%増加 30%増加
7. 自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合が増加	平成32年度 1.2倍	1.5倍 倍増
8. 児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合が増加	平成32年度 1.2倍	1.5倍 倍増

・評価指標の着実な達成を目指すため、年次目標とする指標を設定

## 平成30年度「教職員の働き方改革」の重点事項

平成29年11月30日

教職員の働き方改革推進本部

平成30年度における「教職員の働き方改革」を総合的に推進していくに当たり、次に掲げる事項を重点事項として取り組むこととする。

### 1 学校運営・指導体制の構築

- ・小学校における専科教員の配置充実
- ・小中学校における共同学校事務室の設置に向けた検討

### 2 専門スタッフの配置促進

- ・スクールカウンセラーの配置充実
- ・まなび・生活アドバイザー（SSW）の配置充実
- ・スクールサポートスタッフの配置促進
- ・運動部活動指導員の配置促進

### 3 部活動運営の適正化

- ・休養日の設定
- ・休日行事・大会の精選
- ・運動部活動指導員の配置促進（再掲）

### 4 学校業務の更なる改善

- ・業務改善アドバイザーの派遣による業務改善の推進
- ・統合型校務支援システムの導入・ICTの活用に向けた検討
- ・給食費の公会計化に向けた検討
- ・研修等の重複解消・精選、研究指定の在り方の見直し

### 5 学校組織マネジメントの強化

- ・副校長等と事務職員との役割分担の見直しに向けた検討

### 6 勤務時間を意識した働き方の推進

- ・府立学校における出退勤時刻管理の実施
- ・小中学校等における出退勤時刻管理の導入
- ・夜間の電話に対する留守番電話の設置等の取組の検討
- ・教職員の意識改革に向けたキャンペーン等の実施

### 7 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働

- ・保護者・地域住民の理解を深めるキャンペーン等の実施
- ・PTAと連携・協働した取組（部活動、夜間の電話等）の具体化

### 8 数値目標の設定による進捗管理

- ・評価指標（KPI）による進捗状況の管理

